

会 議 録

会議の名称	第4回三田市協働のまちづくり推進委員会
開催の日時	令和7年1月16日(木) 15時00分～16時50分
開催の場所	三田市役所本庁舎3階302A会議室
出席した委員の氏名	清水委員長、澤田副委員長 藤本委員、益田委員、大東委員、仲井委員
欠席した委員の氏名	なし
出席した庶務職員の職及び氏名	横溝市民生活部長、辻下市民生活部次長、千原協働推進課長、田中協働推進課副課長、足立協働推進課職員
その他出席者	なし
傍聴者の人数	なし
議題	1 諮問にかかる議事 (1) 審議日程について (2) 新指針のこれまでの議論における確認事項 (3) 意見交換 2 協働事業提案制度 改善(案)について (1) 報告事項 (2) 協議事項 3 その他 (1) 次回の日程について
会議の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり基本指針の改定について、事務局から説明、意見交換を行った。 ・令和7年度に向けて三田市協働事業提案制度の見直しと進め方について、事務局から見直し案を説明、意見集約を行った。
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	次第 資料1 審議日程について(案) 資料2-(1) 協働のまちづくり基本指針改定に向けて 資料2-(2) 総合計画(概要版) 資料2-(3) 三田市地域コミュニティ懇話会報告書 資料3-(1) 協働事業提案制度 改善(案)について【骨子】 資料3-(2) 協働事業提案制度 改善(案)について【詳細】 委員名簿 配席表

1 開会

<事務局の司会により開会>

2 協議・報告事項について

<事務局より会議の成立を確認>

3 諮問にかかる議事

清水委員長により進行。

(1) 審議日程について

事務局：資料について説明【資料1】

委員：異議なく了承。

(2) 新指針のこれまでの議論における確認事項

事務局：資料について説明【資料2-(1)(2)(3)】

委員：以前の指針では自治会という言葉がなく、事業を押し出すイメージだったが、今回の指針では自治会をもう一度クローズアップするようなイメージか。

事務局：ご存知の通り、自治会は地域防災に大きな力を発揮し、安全・安心の要である。その自治会の負担軽減を図るにしても、やはり地域内の安全・安心を守る機能は必要だと考える。現指針はどのように地域内の安全・安心を守るかという視点が抜け落ちているため、その機能を自治会でいかに持続するか。また一方では、それ以外の多世代交流や地域間交流、福祉などそういったところに必要な人材、担い手をいかに確保するかという方向性を考えたい。

委員：防災の視点では、やはり自治会を主体にしていく方がよい。まちづくり協議会でも防災について活動をされているが、地域によって違う。三田市人権を考える会で「防災と人権」というテーマで半年間活動してきたが、「防災＝まちづくり」だとこの半年間で確信を持った。まちづくり協議会と自治会との関りは様々なパターンがあるため、指針を自治会に投げたときに様々な反応が返ってくると思う。半年間防災について活動する中で、やはりジェンダー問題が防災にはすごく大切だと感じた。そういった中で、自治会の中ではジェンダーの考えがない。阪神淡路大震災より30年で神戸新聞でも「ジェンダーと防災」ということを記事にしていたが、やはりその意識がニュータウンの自治会でも少ないと思う。以前、高平地区に人権の話で訪問した際に、参加者約80人の中で女性が2人くらいしかおらず、人権を大切にしている地区だからこそ、男性が参加している感じだった。実際に地域で動いているのは女性だが、決定の場に女性がいないのに本当に防災ができるのかと思った。ジェンダーと自治会、ジェンダーとまちづくりについてもっと掲げるべきだと思った。

事務局：やはり「まちづくり＝防災」はその通りである。

また地域の担い手のところで「女性、若手の参画」について、協働のまちづくり推進委員会の中で意見をいただいた。一時避難所で地域の方々も公民館などで避難所を運営していただく場合があるが、避難所は女性の視点がないとうまく運営ができない。そういった観点から、女性や若手に地域の意思形成の過程に入ってもらいにはどうすればよいかをもっと考えてもいいのではないかと感じた。

委員長：資料2-(1)7ページについて、「まちづくり協議会が自治会とテーマ型団体の架け橋となるような」という説明であったが、これを目指していきたいのか、これまではこれを目指していたがこれからは少し変えるのかどちらなのか。資料2-(1)5ページにおいて、まちづくり協議会を再定義しようという、新指針へのアイデアがでていますが、そもそも現指針で「まちづくり協議会を設立したが、それが上手く

機能していないから再定義する」ということか、「もともとの架け橋的な役割が期待されていたが、できていないので再定義する」ということを示したいのか、教えていただきたい。

事務局： 資料2-(1)7ページについては「これから」について示しており、以前、委員会のみなさまから団体同士、地域、人、行政との接点を作り、橋渡しをする仕組み作りが必要とのご意見をいただいたため、まちづくり協議会に橋渡しの機能も加えた「モデル」としてお示ししたものである。今までのまちづくり協議会は、地域内の各団体をまとめる役割はあるが、地域外の人材や市民活動団体と地域を結びつけることは想定していなかった。

委員長： そうなればよいと思うが、現状を考えると若干気が重い。だから、ここが行政の出番ではないか。現在は自治会、まちづくり協議会、テーマ型団体、NPOが主体だが、資料2-(1)3ページで示されている事業者や行政、様々なステークホルダーとの関与の仕方があり、指針に書き込めると思う。現実的にまちづくり協議会が架け橋となることを目指すのがいいのか、意見を聞きたい。

委員： 自治会に関しては加入が基本だが、加入したくない人はしない、という選択肢があるイメージで、自治会は引越しをすると加入の案内があるが、まちづくり協議会に関しては、どのような活動をしているかがわからない。どのような思いのある人がまちづくり協議会に参加し、その地域のどのくらいの割合の人が活動に参加していて、どのような活動をメインにしているのか実情を知らない。市民の大部分が知らないと思う。だから、まちづくり協議会の方たちが防災や地域の安心・安全に尽力されていることが実感できない。

避難所に関して、先に避難所に到着した人が班長になり、次に到着した人を副班長に指名して「こうしていこう」と決めるような避難訓練はテレビで見たことがあるが、もし私が今、三田市のどこかに避難することになったとき、おそらく私はお客さん状態で、指示待ちになると思う。多くの避難者がそのような状態の中、自治会や、まちづくり協議会の人々が率先して、リーダーになってくれるのか。

まちづくり協議会というものの存在意義、置かれている立場、どのような人が参加しているのか、参加率がどれくらいなのか、そういった情報をいただきたい。

事務局： まちづくり協議会は、地域内の自治会を含む各団体、老人会や福祉の団体もあり、また企業や様々なNPO等の団体が参加しており、地域内の情報共有や人材などのプラットフォームとして機能している。したがって、会員の概念はない。広く地域に役立つことを各団体と調整しながら、時には自ら企画立案し実行する、一方では地域内の団体に依頼、協力して様々な事業をする、そういった団体である。避難所においては、やはり自治会やまちづくり協議会の中から代表を決め、運営をすることを考える。

委員： そもそも各まちづくり協議会には200万円の補助金が出ている。それを人件費として使用し、事務員を雇える。その補助金に関しては、それぞれのまちづくり協議会で自由に使える。地域によって、自治会とまちづくり協議会の在り方は様々であり、あるまちづくり協議会では、新しい事業については、これ以上できないという判断でまちづくり協議会内の各組織に補助金を分配している。

委員： まちづくり協議会に会員という認識がないのであれば、会長や役員決めとかはど

こでされるのか。自治会の中からまちづくり協議会の会長を選ぶのか。

事務局： まちづくり協議会により様々であるが、自治会などまちづくり協議会を構成する各団体から役員を選出されるところが多いように感じる。

先ほど委員がおっしゃったようにまちづくり協議会に 200 万円を上限にふるさと地域交付金を出しており、事務所の借り上げ、あるいは事務員の人件費なども賄っていただいている。地域活動の拠点を作られることで、地域内の各団体の事務を請け負っておられるところもある状況である。

委員： まちづくり協議会は、自治会館で活動しているのか。また、別の場所を借りられているケースが多いのか。

事務局： 別の場所を借りられているところが多い。

委員長： まちづくり協議会に関しては別に三田市が特別というわけではなく、どこの市でもこういう形である。そもそもまちづくり協議会が発足した理由として、各自治会や老人会、PTAなどの役員で同じ方が結局兼務していることが多く、役員の負担で地域が疲弊してきている。それであれば、各団体を集めて、団体の人たちも構成員にしてしまい、一堂に会するものを作ったらいいいというものであった。資料にも「自治会の負担軽減」と書いているが、負担軽減を目指して、まちづくり協議会というものに対して200万円という割と大きなお金の交付をしたかった。しかし実際に各地域で様々なやり方がある中で、結局、自治会は自治会で取り込んだり、既得権みたいなものを手放さないところもあったりして、この辺りがうまくいっているケースと、なかなか難しいところがあると思っている。そういう課題を聞いていると、「まちづくり協議会のあり方」は、継続して課題だと思う。この新指針で再定義となった場合に、「どういうことを目指していくか」の示し方も詰めていかなくてはいけないと思われる。もし新指針の中で再定義という言葉だけでとどめてしまうと、中途半端になりかねない。

事務局： まさにその通りだと思っており、現状は各地域においてまちづくり協議会のあり方が分かれている。7ページにあるように、地域特性に応じたモデルを複数示す中で、「じゃあうちはこの方向に進んでいこうか」など考えていただける形で提示できればと考えている。

また自治会のヒアリングでお聞きいただければと考えているが、最近では、負担軽減を目的に、まちづくり協議会と自治会が同じ組織に合併をするという動きも市内で出てきている。地域の事業の棚卸しをすると「やはり自治会とまちづくり協議会とが重なっていると、じゃあ一緒にしようか」ということに踏み込んで行きつつある地域もあり、そういったまちづくり協議会もモデルの一つとして示していきたい。

委員： まちづくり協議会自体がいくつあって、どこからどこまでをまとめているのか、様々な団体が集まっているのはわかるが、その整理をしていく意味合いなのか、わからない。

事務局： まちづくり協議会は、地域内の団体や企業の代表が集まって情報交換をするという形なので、どこまでの団体と地域内で集めるなどの制限はない。

今、再定義と言っているのは、まちづくり協議会そのものがどういう役割をすべきなのか、やはり一番分かりやすいのは、従来の自治組織である自治会と何が違

うのか。まちづくり協議会はどういった役割をして地域の活性化につなげていくのか。こうした課題は、10年間まちづくり協議会の運営をしてきた中で、当初考えていた役割から変化をしてきている。そうした変化についても一度整理してモデルを複数作っていったらと思っているところである。まちづくり協議会の現状については、またこのモデルの検討の中でお示しをしていきたい。

副委員長： やり方としてはこれで問題ないと思う。ただ、議論を聞いて、混乱の原因がまちづくり協議会という言葉と組織である。今回考えようとしているまちづくり協議会では、少し性格や種類、守備範囲が従来のものから変わってくると思う。だから再定義という言葉で、同じまちづくり協議会と言いながらも、少し違った形のプラットフォーム化を図っていくことが次のまちづくり協議会に期待されていると思った。つまり、自治会のオルタナティブ（代替）の措置としてまちづくり協議会が活動されているが、それを拡大するのか。まちづくり協議会は、ある意味一番大きな枠組みだが、自治会の全ての役割を包含するわけでもない地域もある。「新しいまちづくり協議会とはなにか」が今回の議論の中で、それぞれの地域でオーダーメイドで考えていくために必要な、ルール作り、ガイドライン作りが今回の指針として議論されていくのだと思う。だから、これまでのまちづくり協議会、この次の指針でターゲットとしているまちづくり協議会が同じなのか、違うのかが明確に示されることによって、その辺りの誤解が減ると感じた。この理解が合っているか事務局に聞きたい。

事務局： その通りである。現在、そのまちづくり協議会の定義自体が揺れている。だから、新たなまちづくり協議会の定義を新指針において作っていく必要があると思っている。

副委員長： そうすると、新指針で示すものが、すでに動いているものと同じ名前だと混乱を招くと思う。新しい名前をつけるとさらに混乱するのはわかっているが、我々が誤解せずに議論できるように、この議論をしていく時だけでも、便宜上名前を二つに切り分け、議論する方が混乱せずに進めることができると思う。

委員長： そこは私たちも考えていきたい。旧なのか新なのかといった感じか。

副委員長： 最近流行っているカタカナで「シン」を付けて「シンまちづくり協議会」にするなど、わかるようにしないといけないと思う。再定義と言われたものが、場合によっては単純に新しくゼロから生み出すものの可能性もあるし、今までの延長線上で新しい機能を付加する可能性もある。このことが7ページの図で、委員会も事務局もみんなが腑に落ちた上で議論した方がいいと思う。先ほどのスケジュールを見ても、11月には答申なので、そういう意味では、よりよいご意見をいただくためにも必要だと思う。

委員長： このまちづくり協議会はどのまちづくり協議会の話なのかで混乱しそうなので、その辺りはネーミングも考えつつ、本当に次をどうするか。7ページ資料の「定義が揺らぐから再定義が必要」とあるところは、おそらく事務局も現状を認識しており、そのためこのような図を作っていただいたのかと思う。この再定義を、私たち委員会がすべきなのか、実情を見ながら、市民の方に指針としてどこまで出すべきなのかと若干悩ましく、様々なパターンがあるとすると「まちづくり協議会の形」と示すのは難しいと感じた。この辺りは聞き取りをすると、パターンがある

と思うが、そのパターンはいくつかのモデル化することは可能か。

事務局： 現状のパターンをお示しできればと思う。

委員長： そうしていただくと、私たちも大体何パターンぐらいあるのか理解できると思うし、それが地域別で、例えばこのパターンは既成市街地に多いパターンだとか、ニュータウンに多いパターンというようなことが見えてくると、整理についてももう少し具体的な話ができるかもしれない。また市民も「自分たちのまちづくり協議会だったらこれだよ」というところに落とし込んでいきやすいと思う。次の段階かと思うが、まちづくり協議会についてはまだまだ議論の余地はありそうだと思う。

他の視点について、確認事項として5点を提示いただいているが、「指針改定に向けての流れ」についてはそうだと思う。現指針ができて10年というところなので、問題ないと思う。

委員： 4ページ資料だが、新指針の記述で人口増、担い手増とあるが、人口増は書かない方がいいと思う。ここで人口増を狙うのではなく、1人の熱量を増やすことの方が大切で、人口予測でも人口が減っている。

事務局： 「人口増、担い手増」は簡単でないという意味で書かせていただいたが、誤解が生じる表現であるため、改める。

委員： 三田は市民活動がすごく活発なので、そういう人たちが地域のコミュニティに入っていけるような形を目指している部分がたくさん増えてきており、私としてはすごい嬉しい。

委員長： 「私だったら何ができるか」が、この指針を見たらわかるものになればいいと思う。自治会にも入っていないし、まちづくり協議会もよくわかっていないが、でもNPOだったらできるかなとか、「一市民の私が何かできるかもしれない」という指針になったらいいと思う。そのため、あまり自治会やまちづくり協議会ばかりの記述にしてしまうのも、組織の繋がりの話になってしまいそうな気がする。まずは誰に向けての指針かというところ。私もコミュニティの一員で、市民だということが感じられるような指針がいいと思う。現指針が少し行政寄りだったということを書いていただいているが、新指針は協働のまちづくりについて、何か組織の一員でないと「私お呼びじゃないわ」という形にならないように、市民の皆さんに向けた提案と、まさに「私だったら何ができるか」が引き継いでいける指針になったらいいと考えている。

委員： 個人でも参加できることを押し出すとすると、ニュータウンで生まれニュータウンで育った人たちがもう30代、40代、それこそまちづくりの中心のメンバーに育っているかもしれない。三田で生まれ育って大きくなった人たちは三田愛が強い若者が多いと思うので、そういった人たちをくすぐるような指針ができればと思う。

事務局： 懇話会の資料の24ページ一番下を見ていただいて、先ほどから自治会とか組織論にならないようにということだったが、この懇話会一番下の行の「多様性と調和に基づく地域住民自治」とあるが、これがどのようなものかということを考える中身になればいいなと考える。その結果、組織としてはこういう形が妥当であるとか、様々なモデルが想定されると受け取ってもらえるものになりたいと思っている。1点だけ補足すると、先ほど委員から指摘があった「簡単でない地域強化」については、同じ地域の中で担い手を増やすことはできなくなっている。担い手を地域

の中で増やすのではなく、地域以外のところにもご協力もいただき、それが協働事業提案制度であったりするが、そういった問題意識を書いている。単純に人口を増やしましょうとか、担い手を増やしたいなという意味では書いていなかったが、わかりにくくなってしまった。

事務局：先ほど委員長にご意見いただいた、「私だったら何ができるんだろうか」がわかる指針は本当に大切だと思う。現指針には、「協働事業提案制度を作りましょう」という提案があり、今までやってきている。ちょっと何かやってみたいという時に後押しをするのもこの指針の大切な役割だと思うので、協働事業提案制度や、それをベースにした市民活動の支援や活性化などもぜひ記載していきたい。

委員長：改定はこれからということなので、また皆さんのご協力、ご意見頂戴できたらと思う。

4 協働事業提案制度 改善(案)について

(1) 報告事項 【資料3-(1)(2)】

事務局：報告事項について説明

委員：異議なく了承。

(2) 協議事項 【資料3-(1)(2)】

事務局：年間スケジュールについて説明

委員：異議なく了承。

事務局：事前 QA によるプレゼンテーション審査当日の効率化について説明

委員：申請団体、審査委員のお互いに手間のかかることだと思う。団体は申請後、公開プレゼンテーションの用意をしないとイケないうえに、事前質問の期間も短く、それに回答しないとイケないのであれば、準備期間も含め、事務局側にも負担が多く手間だと思われる。もう少し簡易的に申請団体について知る方法はないか。

事務局：資料3-(2)3ページに記載しているが、団体のPRコンテンツを貼り付けるスペースを事業計画書に作成することで、委員の皆さんがより団体のことを知ることができるという提案をしているが、こちらはどうか。

委員：委員の負担が大きいと感じる。団体はプレゼンテーションの用意があり、事務局も準備などの負担がある中で書面での事前審査を行うのは、三者すべての負担が大きい。

委員：今までの審査をした経験から、資料をいただいて、その資料を読み込んで、ホームページ等も確認しながら、当日を迎えた。例えば当日の打ち合わせで団体についてのレクがあればいいと思う。

市民活動推進プラザの人を含め、事前に打ち合わせをし、こんな質問をしたいというような形で、ある程度ネタを固めるのがよいのでは。そうすれば、もう少し私たちも団体のことが理解できるのではないかと思う。

委員長：事前質問なしということであれば、当日の質問を、これまで通りの時間を確保するという方法が1つあると思う。もう1つは市民活動推進プラザより、その団体の熟度や雰囲気 Lekチャーするという方法があるかと思う。事前 QA によるプレゼンテーション審査当日の効率化についてということは保留という感じになると思

われる。

ここで狙いたいのは、プレゼンテーションの時間を伸ばしたいということではなく、プレゼンテーションは6分で変わらないか。

事務局：プレゼンテーションの時間は変わらないが、審査会自体を2日間から1日にできないかを検討している。

委員長：そうなると、団体が6分間では想いなどを伝えられないというところの解消にはつながりにくいと思うが、市民活動推進プラザよりレクをしてもらうことで質疑時間を短縮することは可能かと思う。

プレゼンテーション当日の効率化については、まだ考える必要があると思うが公開プレゼンテーションが4月20日と決まっているため、早々に提案いただきたい。

今の流れだと4月20日までに1度Zoomで市民活動推進プラザよりレクをしていただくことになると思うが問題ないか。

委員：異議なく了承。

委員：協働事業提案制度は団体がいい活動ができるための助成で、私たちが後押しする形だと思うので、市民活動推進プラザから団体がこういう活動をしているなどを教えていただきながら、プレゼンテーションでお金をどう使うかを示す二部体制というのはすごくいいと思う。ただ皆さんの負担を考えると心配。

委員長：応募団体がどんどん増えるのは嬉しいことだが、その中でどのような審査の在り方がいいのか、継続して検討していくべきだと思われる。

事務局：団体PR欄の作成について事務局説明

委員長：PR欄のコンテンツも自由とのことなので、「この団体はどのような活動をしている団体か」ということに関して、私たちも情報が取得しやすくなると思う。特にURLも添付できるということであれば、ワンクックで見れるような状態で提供してほしい。

事務局：データでも提供させていただく。

事務局：様式の変更について事務局説明

委員長：それぞれの団体の設立年月日や、ステップアップ調書に関しては、前年度を踏まえてどのようにステップアップするのかというところを具体的に書いていただく。また、過去の申請・採択団体の一覧表については、これまでの過年度の状況が分かるというところで、審査にあたっての何かしらの参考になると思う。

他に、「このような資料や記載が欲しい」などあるか。

委員：異議なく了承。

事務局：同一団体の別事業申請について事務局説明

委員長：この先、こういった事例もおそらく出てくると思う。

副委員長：協働先についてだが、前回協働したところとは協働してはいけないのか。もしくは新たな協働先を増やすということか。

事務局：前回の協働先と引き続き協働しても問題ないが、新たな協働先を1つは入れる必要があるということを中心に考えている。

副委員長：勘違いする人もいるかもしれない、書き方には気を付けた方がよいと思う。

委員長：過去に申請したことがある団体でも申請できるが、こういった条件があるということは、どこかに明文化して公表されるということか。

- 事務局： 申請書類等に記載する予定はないが、申請時には市民活動推進プラザを経由するため、その際に過去に申請・補助されたことがある団体と判明した場合には、市民活動推進プラザから協働先について伝えることを考えている。
- 委員： この時に、「点数は満たしている場合でも、不採択になる可能性がある」ということまで市民活動推進プラザから伝える予定か。点数が基準値を超えているのに落とされるのは、少し不満に思うのでは。
- 事務局： 「点数は満たしている場合でも、不採択になる可能性がある」場合で想定されるのは、点数が同点になり、その団体と同点の団体が採択を競った場合のみ。これを含めて市民活動推進プラザから伝えることを考えている。
- 委員長： もともと募集要項にも予算枠内での採択になる旨の記載がされていたと思う。その記載がされているので問題ないと思う。同一団体の別事業申請も積極的に新しい提案をしていただければ、どんどん受けていきたいと思うがどうか。
- 委員： 異議なく了承。
- 事務局： 外部資金活用提案の優遇について事務局説明
- 委員： 申請書類の中に、クラウドファンディングをしていることや、市内の事業者から寄付を得ているということを書く項目があるのか。
- 事務局： 事業計画書に作成予定である。
- 委員長： 残念ながらクラウドファンディングや寄付の実態がないところも見受けられることを考えると、その姿勢は別のところでも評価できるということなので、加点制度を終了したいとのことだが問題ないか。
- 委員： 異議なく了承。

5 その他

(1) 次回の日程について

- 事務局： 次回の第5回協働のまちづくり推進委員会の開催日について説明。メールで日程調整を行う。
- 委員： 異議なく了承。
- 事務局： 令和6年度の採択団体公開報告会について6月を検討している。日程は6月8日（日）、15日（日）、22日（日）を検討しているが、いかがか。
- 委員： 異議なし。
- 事務局： 第一候補日を8日、第二候補日を15日に決定。
- 事務局： 本日の会議録は、会議終了後に速やかに調整のうえ各委員の皆様にご確認いただく。
- これをもって、第4回三田市協働のまちづくり推進委員会を閉会させていただく。